

反社会的勢力対応規定

山梨中銀リース株式会社

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規定は、反社会的勢力に対応するための基本的事項を定め、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性および健全性を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 当社は、「犯罪収益移転危険度調査書」(国家公安委員会)の注意喚起、反社会的勢力の手口の巧妙化等に迅速に対応するため、暴力団排除条項(以下「暴排条項」という)の該当可能性が高い等、反社会的勢力リスクが顕在化した先を「反社会的勢力」、反社会的勢力に該当しないものの、逮捕報道等により反社会的勢力リスクを潜在的に有すると認められる先を「反社グレー先」として管理する。

また、本規定では、反社会的勢力、および反社グレー先を総称し「反社会的勢力等」という。

(1) 反社会的勢力

反社会的勢力の判定は、属性要件のみならず行為要件を考慮した上で、実態を踏まえて総合的に判断することが重要である。

当社では、反社会的勢力を、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人にとらえ、属性要件または行為要件により、反社会的勢力を以下のとおり定義する。

① 属性要件による反社会的勢力

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等
- F. 社会運動標榜ゴロ
(えせ同和行為者等)
- G. 政治活動標榜ゴロ
(えせ右翼等)
- H 特殊知能暴力集団等
- I. A. ～H. に準ずる者
- J. A. ～I. に掲げる者の共生者

② 行為要件による反社会的勢力

- A. 当社に対して暴力的な要求行為を行った者
- B. 当社に対して法的な責任を超えた不当な要求を行った者
- C. 反社会的勢力と共同、共謀、協力等して違法行為を行った者
- D. 詐欺、横領、通貨偽造等、金融経済活動に著しく影響を及ぼす犯罪を行った者
- E. 重大な犯罪を行った者で、その者と当社が取引を継続することが当社の社会的信用を著しく失墜させるおそれのある者
- F. A. からE. に掲げる者の関係者（団体・法人の場合には役員・株主等、個人の場合には役員となっている法人等）

（２）反社グレー先

逮捕報道等（外部機関によるネガティブ情報を含む）により、反社会的勢力に該当しないものの、反社会的勢力とのつながりが懸念される先（注１）、または金融犯罪等を行う（行った）先（注２）を反社グレー先と定義する。

なお、反社グレー先は、反社会的勢力の対応と比較し、暴排条項の適用外となるため、既取引の遮断（解消）が難しい点に相違があるものの、リスクが顕在化した場合が想定されることから、反社会的勢力と一体で管理する。

（注１）：反社会的勢力と同一または関連事案で逮捕された者、警察等公的機関からの情報提供により、反社会的勢力とのつながりが確認された者を指す

（注２）：以下の金融犯罪等を行う（行った）者を指す

<金融犯罪等>

類型	金融犯罪、行為
マネロン	詐欺関連事犯、薬物事犯、不法滞在事犯、組織的犯罪処罰法事犯、偽造事犯、賭博事犯、風俗事犯
汚職	背任・横領、賄賂、汚職
会計不正	会計・経理・決算上の不正、脱税
市場不正	市場不正行為
制裁	組織への制裁、国家紛争・国家への制裁
貿易不正	密輸・密売・不正輸出入

２．反社会的勢力等に該当しない場合であっても、不当要求の程度や違法行為の内容を慎重に精査し、当社にとって反社会的勢力等として取扱う必要がある者かどうかを判断する。

（基本方針）

第３条 反社会的勢力への対応に関する基本方針を以下のとおりとする。

（１）反社会的勢力との関係遮断

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するための態勢整備に努める。

また、反社会的勢力による不当要求は、断固たる態度で拒絶する。

(2) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断には組織的に対応するとともに、山梨中央銀行グループ一体となって取り組む。

(3) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断への取組みの実効性を確保するため、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を構築する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 資金提供や不適切・異例な取引の禁止

当社は、反社会的勢力への資金提供や不適切・異例な取引は、絶対に行わない。

また、反社会的勢力による不当要求が、業務上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、当該事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

第2章 組織体制

(統括責任者)

第4条 常務取締役は、反社会的勢力への対応に関する統括責任者として、反社会的勢力への対応に係る態勢を整備・確立するための管理全般を統括するとともに、母体行所管部、警察等との連携を行う。

(不当要求防止責任者)

第5条 当社に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(暴力団対策法)に基づく不当要求防止責任者を設置する。

2 当社における不当要求防止責任者は、統括責任者がこの任に当たる。

第3章 反社会的勢力への対応

(対応要領)

第6条 反社会的勢力に関する情報の取扱いおよび反社会的勢力との関係遮断に関する具体的対応は、母体行「反社会的勢力対応マニュアル」を準用する。

(不当要求発生時の対応)

第7条 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

(1) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに統括責任者に報告する。統括責任者は、迅速かつ適切に代表取締役、取締役会、監査役および母体行所管部に報告する。

(2) 統括責任者は、母体行所管部および警察等と連携し、反社会的勢力による不当要求を排除するための適切な対応を組織的に実施する。

また、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と連携し、必要に応じて民事上の法的対抗手段を講ずる。

(3) 統括責任者は、母体行所管部および警察等と連携し、反社会的勢力による不当要求に直接対応する担当者を支援し、また安全を確保し、不当要求から生じる被害を最小限に押えるよう対応する。

また、必要に応じて、被害届の提出など刑事事件化も検討する。

(事実関係の調査)

第8条 反社会的勢力からの不当要求が、業務上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、統括責任者は速やかに事実関係を調査する。

第4章 反社会的勢力への対応に関する報告

(取締役会等への定例報告)

第9条 統括責任者は、反社会的勢力への対応状況を、半期毎に取締役会および母体行所管部に報告する。

2 取締役会は、統括責任者からの報告により反社会的勢力への対応に係る態勢を検証し、適時に見直す。

付 則

1. 本規定の改廃は、取締役会で決議する。
2. 本規定は、2026年4月1日から実施する。
3. 本規定に定めのない事項については母体行「反社会的勢力対応規定」を準用する。